

第3章 実施計画

(障害者総合支援法に基づく障害福祉計画)

(児童福祉法に基づく障害児福祉計画)

第1節 実施計画の法的位置付け等(第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)

1 計画の法的位置付け

障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」は、本市では「第2期室蘭市障がい者支援計画(平成27年度～平成32年度)」の実実施計画として位置づけ「第4期障害福祉計画(平成27年度～平成29年度)」として推進してきましたが、計画期間が終了したことから、改めて今後の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標等を定めるため「第5期障害福祉計画(平成30年度～平成32年度)」を策定します。なお、本計画は、障害児通所支援等の障がい児に関する計画も含めて策定することから、児童福祉法に基づく「第1期障害児福祉計画(平成30年度～平成32年度)」としても位置付け、両計画をあわせ「第2期室蘭市障がい者支援計画」の実実施計画(第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画、以下これらを「第5期等」という。)として推進していきます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

「第5期等」における数値目標や障害福祉サービス等の見込量の達成状況については、定期的に調査、分析、評価を行い、その結果に基づいて、計画の達成に必要な施策を講じるよう努めるものとします。

3 計画の期間及び見直し時期等

「第5期等」の計画期間は、国の基本指針に即して、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
第2期 室蘭市障がい者 支援計画	基本計画(障害者基本法に基づく障害者計画)					
	実施計画(障害者総合支援法に基づく障害福祉計画)					
	<第4期>			<第5期>		
	実施計画(児童福祉法に基づく障害児福祉計画)					
	—			<第1期>		

ただし、法制度や基本方針などの変更、または、計画の定期的な評価等の結果、必要があると判断される場合は、計画期間中であっても、必要な見直しを行うものとします。

4 関係機関との連携

「第5期等」における数値目標や障害福祉サービス等の見込量の確保のため、各障害者団体、障害福祉サービス提供事業者、保健・医療・教育・雇用機関等から構成される地域自立支援協議会や、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとの連携強化に努めます。

5 基本的理念

「第5期等」は「第2期室蘭市障がい者支援計画」の実施計画部分としての位置付けであることから、基本計画部分（障害者計画）の基本理念「地域でともに支え合い、健やかで、自分らしく、安心して暮らせる社会の実現」を図るための3つの目標である「地域生活の支援体制の充実」「自立と社会参加の促進」「バリアフリー社会の実現」を「第5期等」の基本的理念としています。

また、「第5期等」の計画においては、児童福祉法に基づく「第1期障害児福祉計画」としても位置付けられていることから、障がい児施策については、「室蘭市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念や、基本的視点を踏まえるとともに、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

第2節 平成32年度の数値目標の設定について

用語の説明

福祉施設入所者の地域生活への移行	
入所施設	施設に入所する人に、入浴・排せつ・食事などの介護支援を行う施設です。(障がい程度が重い人が利用します。)
地域生活への移行	障害者支援施設などに入所している人が、グループホーム、一般住宅などを利用して暮らしたいと望む地域で生活をする事です。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
地域包括ケアシステム	障がい者や高齢者、子どもを含む地域のすべての住民の関わりによって、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の事です。
地域生活支援拠点等の整備	
地域生活支援拠点等	入所施設や精神科病院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制を整備して行われる「相談」「一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会・場」「ショートステイによる緊急時受け入れ体制」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」などの地域生活支援の機能をさらに強化するために、市町村内または圏域内にそれらの機能を集約し、グループホームなどに付加した拠点の事。または、前述の機能を地域における複数の機関が分担して担う体制の事です。
福祉施設から一般就労への移行目標	
福祉施設	主に日中活動を行う施設（生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）など）の事です。
一般就労	一般の事業所（企業や官公庁など）で働く事です。
障がい児支援の提供体制の整備等	
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう児童指導員や保育士が保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスです。
重症心身障がい児	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している状態の事です。
児童発達支援	就学前の障がい児に対して日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適應など、身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練を提供するサービスです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に受け、学校教育と併せた自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを提供するサービスです。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

現在、施設に入所している人で、地域での生活を希望する人や受け入れ体制を整備することにより、地域での生活が可能となる人等、平成32年度末の施設入所者の「地域移行者数」と「減少数」の目標値を設定します。

本市の平成29年3月末時点の福祉施設入所者数は174人となっており、平成30年度から32年度までの数値目標については、平成29年3月末の入所者数174人から16人が地域生活への移行をすることを目指し、福祉施設入所者数の減少見込みは33人とします。

(1) 目標値

福祉施設入所者の地域生活への移行	
平成28年度末時点の福祉施設入所者数 (A)	174人
平成32年度末時点の福祉施設入所者数 (B)	141人
【目標】 地域生活移行者数	16人 (9.2%)
【目標】 福祉施設入所者の減少見込み (A-B)	33人 (19.0%)

(注) 福祉施設利用者の減少見込数は、地域生活移行者に新規入所や地域生活移行以外の退所等の増減を加味した数値です。

(2) 目標の推進

地域移行先となるグループホームの充実や、居宅生活を支援する訪問系サービスや日中活動系サービスの充実、地域の障がい者理解の促進に努めます。

<国の基本指針>

- 平成32年度末までに平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行。
- 平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減。

<北海道の指針>

- 平成32年度末までに平成28年度末時点の施設入所者の3.8%以上が地域生活へ移行。
- 平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるように、本市では、各障害者団体、障害福祉サービス提供事業者、保健・医療・教育・雇用機関等から構成される地域自立支援協議会を中心に、専門部会の場等でも協議や連携を図り、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築を目指します。

(1) 目標値

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】 平成32年度末までに、保健・医療機関・福祉関係者等による協議の場を設置

(2) 目標の推進

協議の場の設置のほか、地域包括ケアシステムの構築を目指して地域での受け入れに必要なグループホームの整備や、地域移行支援・地域定着支援や平成30年4月から新たに加わる自立生活援助・就労定着支援サービスの提供体制を確保し、障害福祉サービス事業者や医療機関と連携して退院後の地域生活に係る相談支援体制の整備を推進します。

<国の基本指針>

- 平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置。

<北海道の指針>

- 平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を21の障がい保健福祉圏域内に1カ所以上設置。

3 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」への必要な支援や、福祉施設・精神科病院等から地域生活への移行等を見据え、障がい者や家族が地域で安心して生活するための切れ目のない支援を行うために、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するためには、医療圏等の実際の生活圏内での情報共有や生活支援が必要であり、今後は、西胆振圏域内の精神科病院や障害福祉サービス事業所間の連携を促進し、既存の機能や資源等を活用しながら、住み慣れた地域で安心して生活をしていけるよう各種サービスの提供体制の確保・構築を図ることが重要です。

(1) 目標値

地域生活支援拠点等の整備
【目標】 現状の体制の維持及び拡充策の検討

(2) 目標の推進

本市では、基幹相談支援センターを設置しており、中核的な役割として、緊急時の対応をはじめ、市内事業所の情報連携やサービス利用等の相談やコーディネート機能といった、市内における地域生活支援拠点機能を実質的に有しています。

現状では、地域生活支援拠点に求められる機能は概ね満たしているため、体制維持を図るとともに、「親亡き後」を見据えたグループホーム整備等のハード施策の継続した実施に努めるほか、専門的な人材の育成・確保や、相談支援事業所等との連携によって地域移行・定着支援体制の強化を図る等のソフト施策についても、今後の支援に対するニーズを捉えながら展開し、拠点機能の確保を行っていきます。

また、障がい保健福祉圏域内での市町連携やコーディネート機能も重要であるため、圏域で必要な機能や方策については、6市町間での協議を継続していきます。

<国の基本指針>

- 平成32年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも一つを整備。

<北海道の指針>

- 全ての市町村に整備することを目標とするが、第5期等計画期間中においては、21の障がい保健福祉圏域内に1カ所以上整備。

4 福祉施設から一般就労への移行目標

障がいのある人が、地域で自立した生活を行うためには、一般就労による生活基盤の安定を図る必要があることから、福祉施設から一般就労への移行を進めるため、「一般就労移行者数」「就労移行支援事業所利用者数」「就労移行支援事業所ごとの就労移行率」の目標値を設定し、一般就労への移行を推進するとともに、一般就労後の定着も重要であることから「就労定着支援事業による職場定着率」の目標値を設定し、職場への就労定着も進めていきます。

本市の平成28年度中に福祉施設から一般就労への移行者数は13人となっていることから、平成32年度中の目標値は1.5倍（20人）とし、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者数21人から26人に増やすことを目標としています。

また、事業所ごとの就労移行率については、国の基本指針どおり50%の目標値としました。更に、就労定着支援開始から1年後の職場定着率については、就労定着支援が平成30年4月から創設されるサービスであることから、平成31年度は国の指針を下回る設定としていますが、平成32年度中には国の指針を達成する計画としています。

(1) 目標値

福祉施設から一般就労への移行	
【目標】 平成32年度の一般就労移行者数	20人
【目標】 就労移行支援事業の利用者数	26人
【目標】 就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	50%以上
【目標】 就労定着支援開始時点から1年後の職場定着率	平成31年度：77.7%以上
	平成32年度：80.0%以上

(注) ここで言う福祉施設とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 を提供する施設です。

(2) 目標の推進

障がいのある人の特性や適合した業種探しが重要であるとともに、雇用する企業の掘り起しや理解も必要となってくることから、就労支援事業所や相談支援事業所との連携により、利用者の意向を踏まえた就労相談等の支援を行うとともに、地元企業等に対する障害への理解や雇用に関する制度周知等を通じて障がい者雇用の促進を図っていきます。

<国の基本指針>

- 平成32年度中に福祉施設から一般就労に移行する者の数を、平成28年度実績の1.5倍以上とする。
- 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者を平成28年度末利用者の2割以上増加とする。
- 就労移行支援事業所ごとの就労移行率は、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。

<北海道の目標>

- 平成32年度中に一般就労に移行する者を平成28年度一般就労移行実績の1.5倍以上とする。
- 平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数は、平成28年度末利用者数の1.2倍以上とする。
- 就労移行支援事業所ごとの就労移行率実績が3割以上の事業所を全体の50%以上とする。
- 就労定着支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とする。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児及びその家族に対する支援については、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、障害福祉サービス地域において支援体制を整備することが必要ですが、サービス提供においては地域の偏りもあるため、国の指針では、児童発達支援センター、保育所等訪問支援、重症心身障がい児を支援する児童発達支援、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を地域内に設置すること等を基本としています。

(1) 目標値

障がい児支援の提供体制の整備等	
【目標】	平成30年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場を設置
【目標】	平成32年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保

(2) 目標の推進

本市においては、既に児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を実施していることから、市内事業者や圏域内の他市町等とも連携し、限られた社会資源の中で支援体制を維持するとともに、地域療育ネットワーク会議や地域自立支援協議会等の既存の機能を活用しながら、医療的ケア児支援のための協議を進めます。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、国が進めている共生型サービス等の活用による整備の推進等、関係事業者と連携しながらサービスの確保を検討していきます。

<国の基本指針>

- 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する。
なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1カ所以上確保する。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

<北海道の目標>

- 児童発達支援センターを21の障がい保健圏域内に1カ所以上整備。
- 保育所等訪問支援事業所を21の障がい保健圏域内に1カ所以上整備。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を21の障がい保健圏域内に1カ所以上整備。
- 平成30年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場を21の障がい保健圏域内に1カ所以上設置。

第3節 障害福祉サービス等の実施について

用語の説明

○ 障害福祉サービスについて

日中活動系サービス（施設などを利用し、主に昼間に提供されるサービス）	
療養介護	医療を必要とし常時介護が必要な人に、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護が必要な人に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人に、理学療法、作業療法などのリハビリテーションや生活に関する相談、助言などを行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある人に、入浴や排せつ、食事などに関する生活全般にわたる訓練や生活に関する相談、助言などを行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（A型）	一般企業で雇用されることが困難な人に、雇用契約を結び、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業で雇用されることが困難で、雇用契約を結ぶことも困難な人に、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、就労に伴い生じている生活面の課題について、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。（平成30年4月から創設されるサービスです。）
短期入所 ＜ショートステイ＞	居宅において介護する人が病気の場合などに、施設で短期間、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
居住系サービス（施設などにおいて、主に夜間や休日に提供されるサービス）	
共同生活援助 ＜グループホーム＞	地域で共同生活を行う住居において、利用者の相談支援やニーズに応じた入浴・食事など、日常生活上の援助・介護を行います。
自立訓練（宿泊型）	利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な支援、訓練などを行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴・排せつ・食事などの介護支援を行います。（障がい程度が重い人が利用します。）
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人が、一般住宅へ移行した場合等に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。（平成30年4月から創設されるサービスです。）
訪問系サービス（主に自宅において提供されるサービス）	
居宅介護	居宅において入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度肢体不自由者などの常時介護が必要な人に、居宅における入浴や排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する常時介護が必要な人に、外出時における移動中の介護などを行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動が著しく困難な人に、外出時に同行し、必要な情報を提供するなど、移動の援護を行います。

相談支援（障害福祉サービス等利用計画作成、地域生活への移行や定着を支援するサービス）	
計画相談支援	利用者と面接などによるアセスメントを行い、利用者の状況に合わせたサービス等利用計画案を作成して、介護給付費等を支給決定します。 また、支給決定時のサービス利用計画や支給決定後のモニタリング等を併せて行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院などされている人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対して、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

○ 障害児通所支援等について

障害児通所支援（障がい児を対象に主に昼間に提供されるサービス）	
児童発達支援	障がい児の日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応など、身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練を提供します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に受け、学校教育と併せた自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを提供します。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等を利用するために外出することが困難な重度の障がい児等の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導等を提供します。（平成30年4月から創設されるサービスです。）
障害児相談支援等（障害児支援利用計画の作成など）	
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
医療的ケア児支援コーディネーター	医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑にうけることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の調整を行う人材のことです。

○ 地域生活支援事業について

地域生活支援事業（地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の創意工夫により実施する事業）	
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が地域で社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民への障がい者の理解を深めるための研修・啓発等を通じ、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	<p>【障害者相談支援事業】</p> <p>障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービス利用などへの必要な支援を行うとともに、虐待の防止と早期発見のための関係機関との連絡調整や障がいのある人の権利擁護のために必要な支援などを行います。</p> <p>【基幹相談支援センター】</p> <p>地域における相談支援体制の強化のため、各関係機関との連携調整などの中核的存在としての役割を担います。</p> <p>【相談支援機能強化事業】</p> <p>相談支援に特に必要な能力を有する専門的職員を配置して、相談支援機能の強化を図ります。</p>
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい又は精神障がいのある人に、申し立てに要する経費や後見人の報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とします。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある場合に、障がいのある人との意思疎通を支援する手話通訳者・要約筆者等の派遣の実施及び手話通訳者設置事業を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等を給付又は貸与することなどにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な技術の習得者を養成し、障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的としています。
地域活動支援センター事業	地域の実情に応じて、障がいのある人が通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供を受け、社会参加の促進などを行う事業です。
日常生活支援	<p>【訪問入浴サービス事業】</p> <p>地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持や心身機能の維持など、福祉の増進を図ります。</p> <p>【生活訓練等事業】</p> <p>障がいのある人に、日常生活上必要となるさまざまな訓練や指導を行います。</p> <p>【日中一時支援事業】</p> <p>障がいのある人の日中の活動の場を確保し、家族の一時的な急用や休息に対応します。</p>
社会参加支援	<p>【点字・声の広報等発行事業】</p> <p>文字による情報入手が困難な障がいのある人に、点訳や音訳などの方法により、広報紙や視覚障害にかかわる情報の提供、地域生活を行う上で必要度の高い情報などを定期的に提供します。</p> <p>【奉仕員養成事業】</p> <p>点訳や要約などに必要な技術等を習得した奉仕員の養成研修を行います。</p>

1 日中活動系サービス

<各サービスの見込量>

サービス種別	単位	H30	H31	H32
療養介護	人/月	20	20	20
生活介護	人/月 (人日/月)	289 (5,880)	287 (5,830)	285 (5,779)
自立訓練（機能訓練）		0 (0)	0 (0)	0 (0)
自立訓練（生活訓練）		8 (144)	8 (144)	8 (144)
就労移行支援		21 (441)	24 (504)	26 (546)
就労継続支援（A型）		31 (651)	35 (735)	39 (819)
就労継続支援（B型）		319 (5,742)	347 (6,246)	375 (6,750)
就労定着支援		人/月	6	12
短期入所 <ショートステイ>	人/月 (人日/月)	10 (60)	12 (72)	14 (84)

<見込量確保のための方策>

生活介護や就労継続支援（B型）等の障がいのある人の日中活動の場として多くの利用が見込まれるサービスについては、新たなサービス提供事業者の参入や定員の拡充が見込まれるため、それらの事業者との連携を密にしながら、利用者への情報提供に努めます。

就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援等の障がいのある人に一般就労へ向けた訓練の機会や必要な相談援助等を提供するサービスについては、「第2節 平成32年度の数値目標の設定について」の「4 福祉施設から一般就労への移行目標」を踏まえて見込量を設定しています。

短期入所（ショートステイ）は、「第2節 平成32年度の数値目標の設定について」の「3 地域生活支援拠点等の整備」でもあるように、保護者等の医療機関への入院等の高齢化を要因とした利用ニーズや、医療的ケアを必要とする人への対応のため、圏域内での事業所情報の共有や受け入れ体制の強化に努めます。

2 居住系サービス

<各サービスの見込量>

サービス種別	単位	H30	H31	H32
共同生活援助 <グループホーム>	人/月	202	211	220
グループホーム 市内整備見込量	定員数(人)	90	95	100
自立訓練(宿泊型)	人/月	11	12	12
施設入所支援		159	150	141
自立生活援助		12	15	18

<見込量確保のための方策>

共同生活援助(グループホーム)及びグループホーム市内整備見込量は「第2節 平成32年度の数値目標の設定について」の「1 福祉施設入所者の地域生活への移行目標」、「2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「3 地域生活支援拠点等の整備」を踏まえて見込量を設定しており、事業者と連携した受け入れ体制の強化や生活環境の向上のための基盤整備を推進します。

施設入所支援は、「第2節 平成32年度の数値目標の設定について」の「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標」を踏まえて見込量を設定しています。

自立生活援助は、グループホーム等から一般住宅への移行実績や、地域移行支援、地域定着支援の利用状況等を勘案し、第5期等から見込量を設定しており、地域での一人暮らしを望む障がいのある人にとって有益なサービスであるため、事業者と連携した提供体制の確保に努めます。

3 訪問系サービス

<各サービスの見込量>

サービス種別	単位	H30	H31	H32
居宅介護	人/月 (時間/月)	147 (3,123)	148 (3,145)	149 (3,168)
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
同行援護				

<見込量確保のための方策>

訪問系サービスは、核家族化や保護者の高齢化が進む中で、障がいのある人の在宅での生活を支える上で重要な役割を果たすことから、積極的な情報提供と必要なサービス量の確保に努めます。

4 相談支援

<各サービスの見込量>

サービス種別	単位	H30	H31	H32
計画相談支援	実人	872	903	936
地域移行支援		7	8	9
地域定着支援		16	20	24

<見込量確保のための方策>

計画相談支援は、すべての対象者について、サービスの利用計画やモニタリングを実施できるように見込量を設定しています。

地域移行支援及び地域定着支援は、精神科病院の長期入院者の退院促進への支援として有効なサービスであるため、医療機関や提供事業者と連携して、その活用を促進します。

5 障害児通所支援

<各サービスの見込量>

サービス種別	単位	H30	H31	H32
児童発達支援	人/月 (人日/月)	114 (687)	116 (708)	118 (729)
放課後等デイサービス		73 (759)	76 (795)	79 (831)
保育所等訪問支援		18 (36)	19 (38)	20 (40)
居宅訪問型児童発達支援		1 (3)	1 (3)	1 (3)

<見込量確保のための方策>

「第2節 平成32年度の数値目標の設定について」の「5 障がい児支援の提供体制の整備等」のとおり、障がい児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を推進するため、各サービスを利用する保護者へのニーズ調査や、医療的ケアを必要とする障がい児の数等を含めて総合的に勘案して推計しています。

また、平成30年度において市内10の保育所や市内12の小学校区における児童クラブ等では、障がいのある子どもの受け入れ体制は十分に確保されている状況であり、これらの子ども子育て支援に関する資源と、障害児通所支援を有効に活用することで、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するよう、関係機関と連携した提供体制の強化に努めます。

<参考> 子ども子育て支援に関する資源の状況（平成30年度～平成31年度の見込量）

1号認定（3歳以上、幼稚園等を利用希望）			
H30	・必要利用定員総数：885人	・確保の内容：1,245人	・過不足：360人
H31	・必要利用定員総数：848人	・確保の内容：1,245人	・過不足：360人
2号認定（3歳以上、保育所等を利用希望）			
H30	・必要利用定員総数：548人	・確保の内容：773人	・過不足：225人
H31	・必要利用定員総数：548人	・確保の内容：773人	・過不足：225人
3号認定（0歳、保育所等を利用希望）			
H30	・必要利用定員総数：51人	・確保の内容：156人	・過不足：105人
H31	・必要利用定員総数：51人	・確保の内容：156人	・過不足：105人
3号認定（1・2歳、保育所等を利用希望）			
H30	・必要利用定員総数：296人	・確保の内容：411人	・過不足：115人
H31	・必要利用定員総数：296人	・確保の内容：411人	・過不足：115人
放課後児童健全育成事業（児童クラブ等）			
H30	・総見込量：816人（うち低学年：584人、高学年：232人）・確保の方策：2,045人		
H31	・総見込量：816人（うち低学年：584人、高学年：232人）・確保の方策：2,045人		

資料：室蘭市子ども・子育て支援事業計画

6 障害児相談支援等

<各サービスの見込量>

サービス種別	単位	H30	H31	H32
障害児相談支援	実人	206	212	218
医療的ケア児支援 コーディネーターの配置	実施の有無	無	無	有

<見込量確保のための方策>

障害児相談支援は、すべての対象者について、サービスの利用計画やモニタリングを実施できるように見込量を設定しています。

医療的ケア児支援コーディネーターの配置については、検討を推進するとともに、本市が有する市内事業所の情報連携、サービス利用等の相談やコーディネート機能を活用することで調整を図っていきます。

7 地域生活支援事業

<各サービスの見込量>

サービス種別	単位	H30	H31	H32
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実人	4	4	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳協力員派遣事業	実人	40	40	40
要約筆記協力員派遣事業	実人	53	53	53
手話通訳者設置事業	人	1	1	1
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件	4	4	4
自立生活支援用具		24	24	24
在宅療養等支援用具		12	12	12
情報・意思疎通支援用具		21	21	21
排泄管理支援用具		2,823	2,885	2,947
居宅生活動作補助用具(住宅改修)		1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	登録見込み者数	1	1	1
移動支援事業	実人(時間/年)	22(807)	22(807)	22(807)
地域活動支援センター事業	箇所(実人)	1(127)	1(127)	1(127)

サービス種別	単位	H30	H31	H32
訪問入浴サービス事業	実人	1	1	1
生活訓練等事業	実人	10	10	10
日中一時支援事業	実人	26	26	26
点字・声の広報等発行				
声の広報むろらん	実人	21	21	21
視覚障がい者情報誌		21	21	21
奉仕員養成事業				
点訳奉仕員	実人	10	10	10
要約筆記奉仕員		10	10	10

<見込量確保のための方策>

理解促進研修・啓発事業は、障がいのある人に対する市民の理解や認識を深めることや、共生社会の実現を目指すためにも、広報紙や講演会の開催等を通じた啓発活動の継続した実施に努めます。

相談支援事業は、障がいのある人やその家族が抱える様々な生活上の問題を解決していくためには、必要な時に身近な地域で、気軽に相談を受けられる体制づくりが必要となるため、今後も、関係機関との連携強化を図りながら、事業の継続に努めます。

成年後見制度利用支援事業は、高齢化や核家族化が進行する中で、意思決定の困難な障がいのある人の契約行為や金銭管理や権利擁護の必要性から、相談支援事業所や成年後見支援センターとの連携により、制度周知や活用の促進に努めます。

意思疎通支援事業及び点字・声の広報等発行は、障がいのある人への情報の保障・提供の重要性から、ボランティア団体と連携するとともに、手話・要約筆記・点訳奉仕員養成事業を継続して実施することにより、人材の育成・確保を図ります。

第4節 資料編

■ 第4期障害福祉計画の数値目標に対する実績

1 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

地域移行者数は、目標値を下回る見込みですが、この要因としては、地域移行を受け入れる施設の状況、生活環境の変化に対する利用者本人の意向、介護支援や家庭の事情による家族の意向、障害程度の問題等があげられます。

項目	第4期（平成29年度末）		
	計画	見込	差
平成25年度末施設入所者数（A）	195人	—	—
【目標値】地域移行者数（B）	28人	13人	△15人
（B） / （A）	14%	7%	△7%
【目標値】減少数（C）	8人	28人	20人
（C） / （A）	4%	14%	10%

2 福祉施設から一般就労への移行目標

就労移行支援利用者数は目標値を下回る見込みですが、理由としては、一般就労の受け入れ先が限られていることや、就労継続事業所での就労訓練の長期化等によるものです。

項目	第4期（平成29年度）		
	計画	見込	差
一般就労移行者数	16人	14人	△2人
就労移行支援利用者数	31人	21人	△10人
就労移行率達成事業所割合	50%	50%	0%

3 地域生活支援拠点等の整備

圏域での地域生活支援拠点設置については、平成28年度より「西胆振圏域6市町地域づくりネットワーク会議」の中で、管内6市町での協議を行い、拠点設置の必要性や可能性等を検討してきましたが、拠点設置におけるメリットや必要性、利用者ニーズの有無や実態等の様々な課題のほか、圏域内での拠点のあり方等の整理が必要な事項が広範囲にわたるため、平成29年度も引き続き協議が行われています。

以下は、参考として「地域生活支援拠点等の整備数」、「整備類型」を平成29年4月1日時点の厚生労働省の調査結果を掲載しています。（※全国の自治体数1,741、圏域数141）

①地域生活支援拠点等の整備数について（予定含む）

項目	実施箇所数	
平成29年4月1日時点で整備済み	37市町村	9圏域
平成29年9月末までに整備予定	5市町村	0圏域
平成29年度末までに整備予定	75市町村	32圏域
平成30年度に整備予定	64市町村	11圏域
未定	1,025市町村	87圏域

②整備類型について（予定含む）

項目	実施箇所数	
多機能拠点型	25市町村	4圏域
面的整備型	283市町村	85圏域
多機能拠点型+面的整備型	45市町村	3圏域
未定	853市町村	49圏域

■ 第4期障害福祉計画の障害福祉サービス等の見込量に対する実績

1 日中活動系サービス

サービス種別	単位	区分	第4期		
			H27	H28	H29 (見込)
療養介護	人/月	計画	21	21	21
		実績	21	21	20
生活介護	人/月 (人日/月)	計画	290 (6,009)	292 (6,132)	297 (6,237)
		実績	275 (5,606)	277 (5,547)	288 (5,798)
自立訓練（機能訓練）	人/月 (人日/月)	計画	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)
自立訓練（生活訓練）	人/月 (人日/月)	計画	9 (162)	9 (162)	9 (162)
		実績	9 (98)	7 (90)	7 (88)
就労移行支援	人/月 (人日/月)	計画	36 (684)	31 (589)	31 (589)
		実績	21 (424)	21 (387)	19 (399)
就労継続支援（A型）	人/月 (人日/月)	計画	46 (920)	51 (1,020)	56 (1,120)
		実績	43 (831)	43 (844)	28 (588)
就労継続支援（B型）	人/月 (人日/月)	計画	227 (4,313)	240 (4,560)	253 (4,807)
		実績	215 (3,881)	239 (4,285)	279 (5,022)
短期入所（福祉型） ＜ショートステイ＞	人/月 (人日/月)	計画	11 (55)	13 (65)	15 (75)
		実績	8 (34)	9 (62)	8 (52)

就労継続支援事業（B型）は、市内及び近隣市での新規事業所の開設による受け入れ体制の強化により、概ね計画通り推移している一方で、就労移行支援、就労継続支援（A型）は計画を下回っており、事業者や相談支援事業所との連携による、利用者の意向を踏まえた就労相談等の支援実施が課題となっています。

短期入所については、施設の空き状況や医療的ケアの提供可否等の関係で、利用が制限される場合があります。利用日数は計画を下回っています。

2 居住系サービス

サービス種別	単位	区分	第4期		
			H27	H28	H29 (見込)
共同生活援助 ＜グループホーム＞	人／月	計画	197	207	217
		実績	190	190	194
グループホーム 市内整備見込量	定員数(人)	計画	78	83	88
		実績	79	86	86
自立訓練(宿泊型)	人／月	計画	16	12	11
		実績	10	8	9
施設入所支援	人／月	計画	191	189	187
		実績	179	174	168

共同生活援助については、福祉施設からグループホームへの移行者が見込みよりも減となっていること等から、計画を大幅に下回っています。

施設入所支援については、「第4節 資料編 第4期障害福祉計画の数値目標に対する実績」の「1 福祉施設入所者の地域生活への移行目標」のとおり、地域移行者数は計画を下回ったものの、医療機関への入院等も含めた退所者数が予想よりも多かったため、計画以上に利用者が減少しています。

3 訪問系サービス

サービス種別	単位	区分	第4期		
			H27	H28	H29 (見込)
居宅介護	人/月 (時間/月)	計画	181	188	194
重度訪問介護			(3,060)	(3,143)	(3,215)
行動援護		実績	168	151	145
重度障害者等 包括支援			(2,834)	(2,921)	(3,020)
同行援護					

訪問系サービスについては、利用人数・時間ともに実績は計画を下回りましたが、一人あたりの利用時間が増加しています。

4 相談支援

サービス種別	単位	区分	第4期		
			H27	H28	H29 (見込)
計画相談支援	実人	計画	874	894	922
		実績	764	803	826
地域移行支援	実人	計画	1	1	1
		実績	3	3	6
地域定着支援	実人	計画	1	1	1
		実績	4	7	12

地域移行支援、地域定着支援については、利用者数は年々増加しており、計画を上回っていますが、これは、平成24年度から創設されたサービスであり、徐々に制度の浸透等が図られたことによるものと考えられます。

5 障害児通所支援

サービス種別	単位	区分	第4期		
			H27	H28	H29 (見込)
児童発達支援	人/月 (人日/月)	計画	112 (561)	112 (569)	112 (538)
		実績	93 (540)	115 (647)	112 (666)
放課後等 デイサービス	人/月 (人日/月)	計画	37 (246)	43 (293)	48 (340)
		実績	46 (357)	63 (587)	70 (723)
保育所等訪問支援	人/月 (人日/月)	計画	20 (40)	20 (40)	20 (40)
		実績	13 (23)	16 (26)	14 (19)

放課後等デイサービスについては、市内及び近隣市での新規事業所の開設による受け入れ体制の強化により、計画を大幅に上回っています。

保育所等訪問支援については、提供事業所が市内に1カ所のみとなっており、受け入れ体制の問題等により、全体的に計画を下回っています。

6 障害児相談支援

サービス種別	単位	区分	第4期		
			H27	H28	H29 (見込)
障害児相談支援	実人	計画	169	175	180
		実績	180	207	192

放課後等デイサービスの利用者数増に伴い、障害児相談支援の利用実人も計画を上回っています。

7 地域生活支援事業

サービス種別	単位	区分	第4期		
			H27	H28	H29 (見込)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
相談支援事業					
障害者相談支援事業	箇所数	計画	2	2	2
		実績	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実人	計画	4	6	8
		実績	4	3	3
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
意思疎通支援事業					
手話通訳協力員派遣事業	実人	計画	41	41	41
		実績	41	40	40
要約筆記協力員派遣事業	実人	計画	40	40	40
		実績	54	65	53
手話通訳者設置事業	人	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件	計画	4	4	4
		実績	3	7	4
自立生活支援用具	件	計画	27	27	27
		実績	32	23	24
在宅療養等支援用具	件	計画	10	10	10
		実績	9	17	12
情報・意思疎通支援用具	件	計画	12	12	12
		実績	29	16	21
排泄管理支援用具	件	計画	2,834	2,968	3,102
		実績	2,581	2,699	2,761
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件	計画	3	3	3
		実績	4	1	1

サービス種別	単位	区分	第4期		
			H27	H28	H29 (見込)
手話奉仕員養成研修事業	登録 見込者数	計画	1	1	1
		実績	1	0	1
移動支援事業	実人 (時間/年)	計画	19 (595)	19 (595)	19 (595)
		実績	25 (776)	21 (850)	22 (807)
地域活動支援センター事業	箇所 (実人)	計画	3 (169)	3 (173)	3 (174)
		実績	3 (169)	3 (149)	2 (132)
訪問入浴サービス	実人	計画	1	1	1
		実績	3	2	1
生活訓練等事業	実人	計画	13	13	13
		実績	11	9	10
日中一時支援	実人	計画	38	38	38
		実績	26	20	26
点字・声の広報					
声の広報むろらん	実人	計画	27	27	27
		実績	24	21	21
		計画	23	23	23
		実績	24	21	21
視覚障がい者生活情報誌	実人	計画	23	23	23
		実績	24	21	21
		計画	23	23	23
		実績	24	21	21
奉仕員養成事業					
点訳奉仕員	実人	計画	4	4	4
		実績	10	8	10
		計画	6	6	6
		実績	6	10	10
要約筆記奉仕員	実人	計画	6	6	6
		実績	6	10	10
		計画	6	6	6
		実績	6	10	10
自動車運転免許取得・改造事業					
自動車運転免許取得	件	計画	1	1	1
		実績	0	0	1
		計画	2	2	2
		実績	2	4	3
自動車改造	件	計画	2	2	2
		実績	2	4	3
		計画	2	2	2
		実績	2	4	3

意思疎通支援事業のうち、要約筆記協力員派遣事業の利用実人については、市主催行事などへの派遣機会の増加により、計画を上回っています。

地域活動支援センター事業の利用実人については、計画を下回っていますが、これは、事業内容の一部には、生活介護などの障害福祉サービスを補完する事業が含まれており、これらのサービス提供事業所が市内及び近隣市に開設したことに伴い、提供体制が整備されたことによって、利用者が移行したことによるものです。

■ アンケート調査の実施について

障害児通所支援を利用している子どもの保護者への調査

(1) 調査の目的

本調査は、障害児通所支援を利用中の子どもの保護者を対象に、日常の生活実態や各種福祉サービスの利用状況等を把握し、第1期障害児福祉計画を作成するための基礎資料として利用することを目的とする。

(2) 調査の実施内容

障害児通所支援利用中の子どもの保護者への調査

- 対象者 障害児通所支援を利用している子どもの保護者
- 調査時期 平成29年9月4日（月）郵送～平成29年9月20日（水）
- 調査数 203人
- 調査方法 郵送による調査

(3) 回答率等

調査対象	アンケート配布数	アンケート回答数	回答率
障害児通所支援を利用している子どもの保護者	203	95	46.8%

お子さんの年齢、所属等について

○ 年齢、主な所属先について

区分	0～6歳	7～12歳	13～18歳	合計
① 障害児通所支援を利用している子どもの年齢層	134	49	20	203
② 年齢層別回答数	58	26	11	95
回答率 (②/①)	43.3%	53.0%	55.0%	46.8%

項目	未就学児		就学児	
	件数	割合	件数	割合
保育所または認定こども園の2・3号	13	22.4%	-	-
幼稚園または認定こども園の1号	25	43.1%	-	-
小・中学校（通常学級）	-	-	3	8.1%
小・中学校（特別支援級）	-	-	13	35.1%
高等学校	-	-	0	0.0%
特別支援学校	-	-	21	56.8%
その他（児童発達支援センター等）	13	22.4%	0	0.0%
どこにも所属していない	7	12.1%	0	0.0%
合計	58	100.0%	37	100.0%

○ 現在利用している障害児通所支援への意見や要望（自由記載）

内容	
未就学児	専門職員の配置（言語聴覚士等）・職員のスキルアップに関する要望（4件）
	利用日数・時間の増に関する要望（3件）、「障害」という言葉への抵抗感に関すること（2件）
	モニタリング機会の増や福祉サービス利用のアドバイスに関すること・相談先に関すること（3件）
	幼稚園・保育所側の障がい児の理解促進・勉強や受け入れ体制の整備に関すること（1件）
	きめ細かい療育に関する要望（子どもに合わせたクラス分け、ソーシャルスキルトレーニング実施等）（2件）
	事務手続きに関する意見・要望（2件）
就学児	職員のスキルアップ・障害への理解や配慮（ハード面含む）、訓練機能に関する要望（6件）
	利用日数・時間の増に関する要望（3件）
	医療的ケアが必要な子どもや肢体不自由な子どもの受け入れ先の増に関する要望（2件）

お子さんの障がいなどの状況について

○ 障害者手帳の保有状況

項目	未就学児	就学児
	人数	人数
身体障害者手帳	0	8
療育手帳	7	29
精神保健福祉手帳	0	0
合計	7	37

また、障害者手帳保有者のうち、就学児のはじめて手帳の交付を受けた時期は、小学校就学前 81.2%、小学生の時 18.8%となっています。

このほか、障害者手帳保有者のうち、喀痰の吸引や服薬管理等の医療的なケアが必要となっている子どもは延 9 人となっています。

○ 発達課題の状況など

項目	未就学児		就学児	
	件数	割合	件数	割合
発達障害の診断を受けたこと				
有り	24	42.1%	25	71.4%
無し	33	57.9%	10	28.6%
合計	57	100.0%	35	100.0%
診断有りのうち、発達課題に気づいたきっかけ				
家族の気づき	11	45.8%	14	56.0%
定期健診（乳幼児健診）での指摘	2	8.3%	3	12.0%
医療機関での医師からの指摘	1	4.2%	4	16.0%
就学児健診での指摘	-	-	0	0.0%
保育所・幼稚園・学校の教師や職員からの指摘	9	37.5%	1	4.0%
その他	1	4.2%	3	12.0%
合計	24	100.0%	25	100.0%
診断有りのうち、発達課題への気づきの時期				
早かったと思う	18	75.0%	18	72.0%
遅かったと思う	6	25.0%	7	28.0%
合計	24	100.0%	25	100.0%

就学児では「発達障害の診断を受けたことが有る」との回答が 71.4%となっているが、未就学児では 42.1%に留まっているほか、「障害者手帳を保有している」または「発達障害の診断を受けたことが有る」と回答した割合は、48.2%となっています。

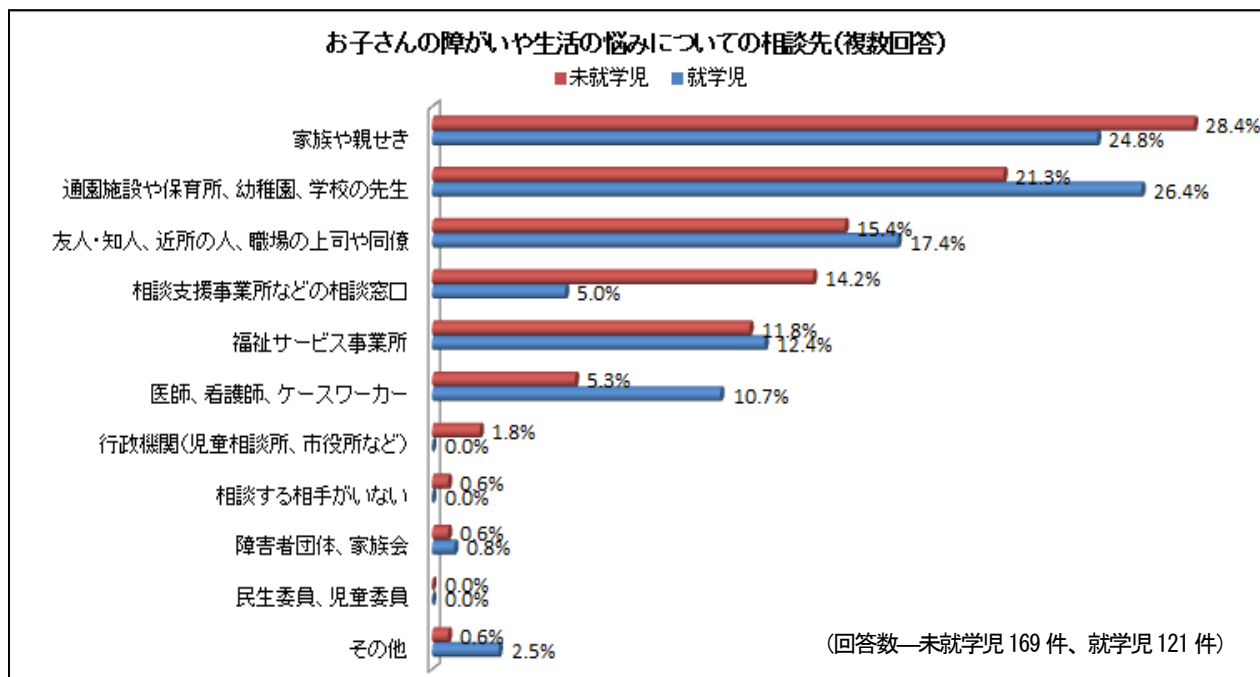
また、発達課題に気づいたきっかけの「その他」として、「児童クラブやサークルでの指摘」（2 件）、「児童相談所での指摘」（1 件）、「兄弟が発達に課題があり医療機関を受診」（1 件）となっています。

このほか、気づきの平均年齢は、2.3 歳となっています。

悩みごとや相談などについて

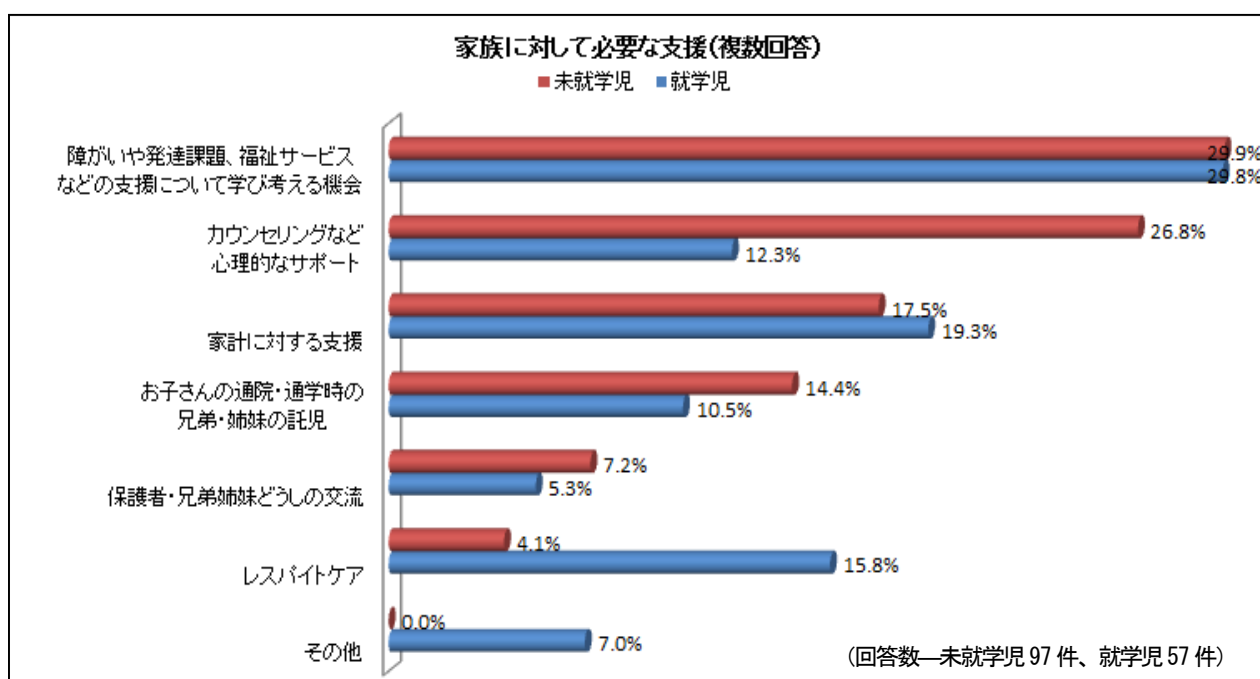
○ お子さんの障がいや生活の悩みについての相談先

未就学児・就学児ともに「家族や親せき」（未就学児 28.4%、就学児 24.8%）、「通園施設や保育所、幼稚園・学校の先生」（未就学児 21.3%、就学児 26.4%）といった、日常生活において、子ども本人と関わりの深い相手に相談していることが伺えます。



○ 家族に対して必要な支援

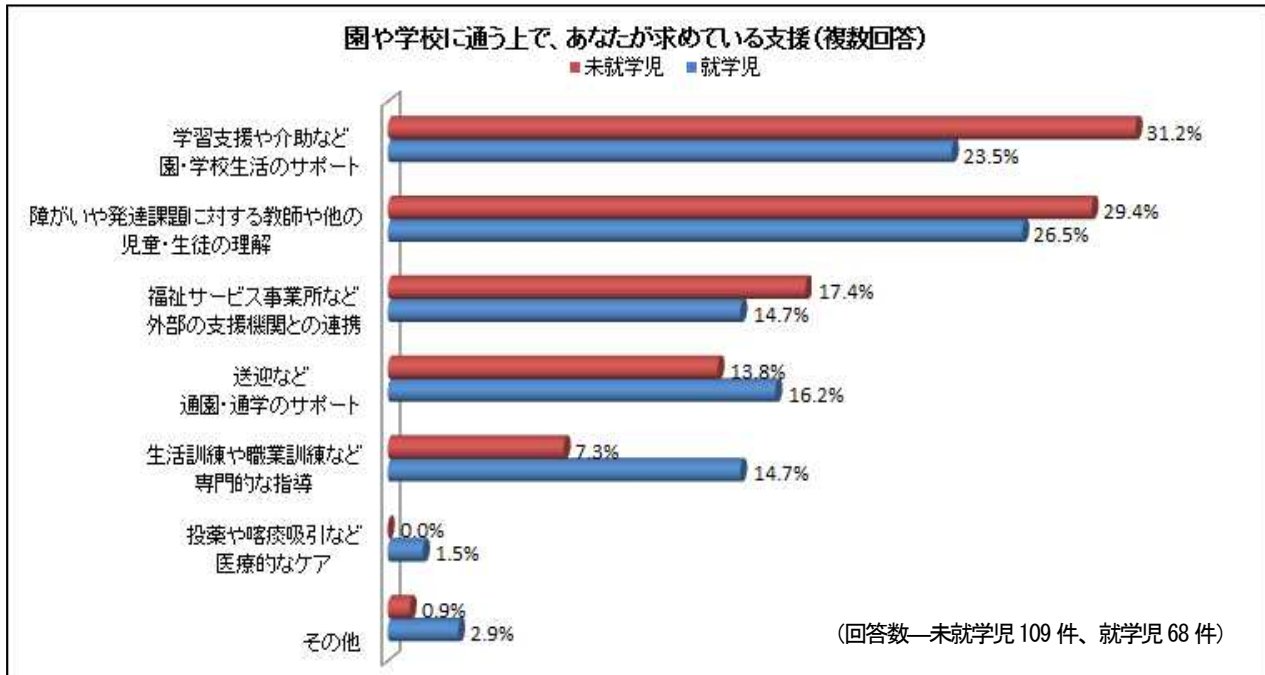
未就学児・就学児ともに「障がいや発達課題、福祉サービスなどの支援について学び考える機会」（未就学児 29.9%、就学児 29.8%）が最も多くなっています。



幼少期・学齢期について

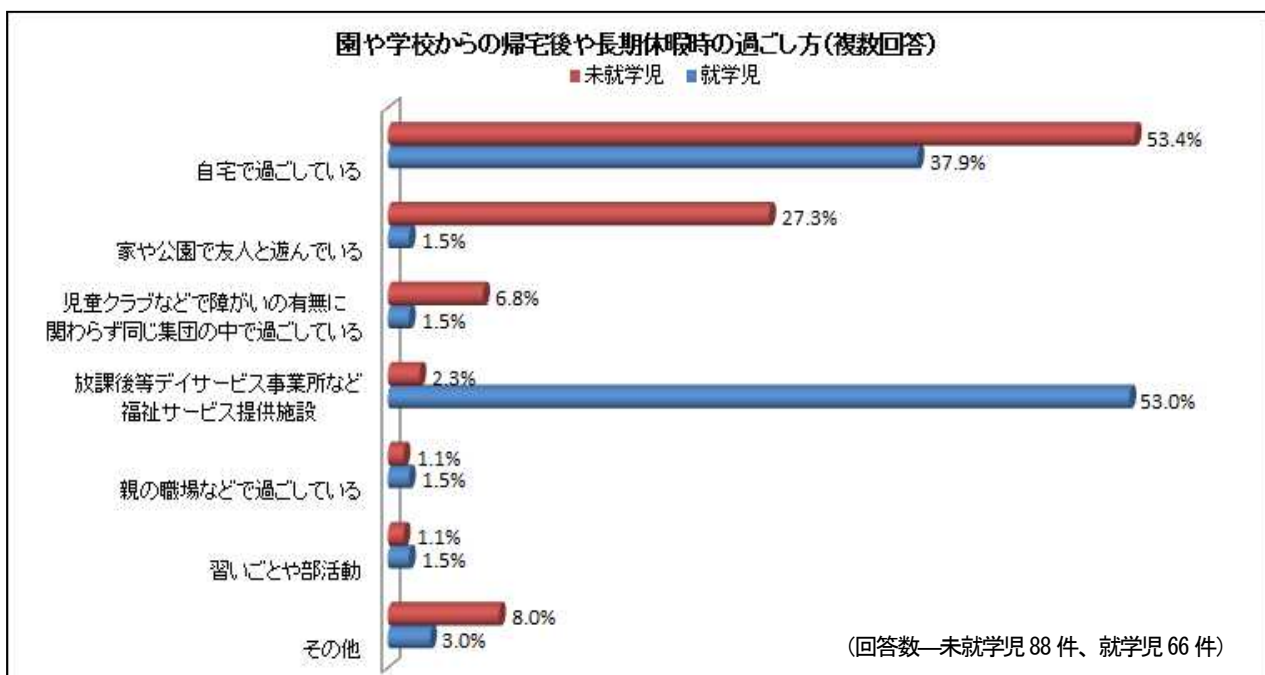
○ 園や学校に通う上で、あなたが求めている支援

未就学児・就学児ともに「学習支援や介助など園・学校生活のサポート」（未就学児 31.2%、就学児 23.5%）、「障がいや発達課題に対する教師や他の児童・生徒の理解」（未就学児 29.4%、就学児 26.5%）と回答した割合が高くなっています。



○ 園や学校からの帰宅後や長期休暇時の過ごし方

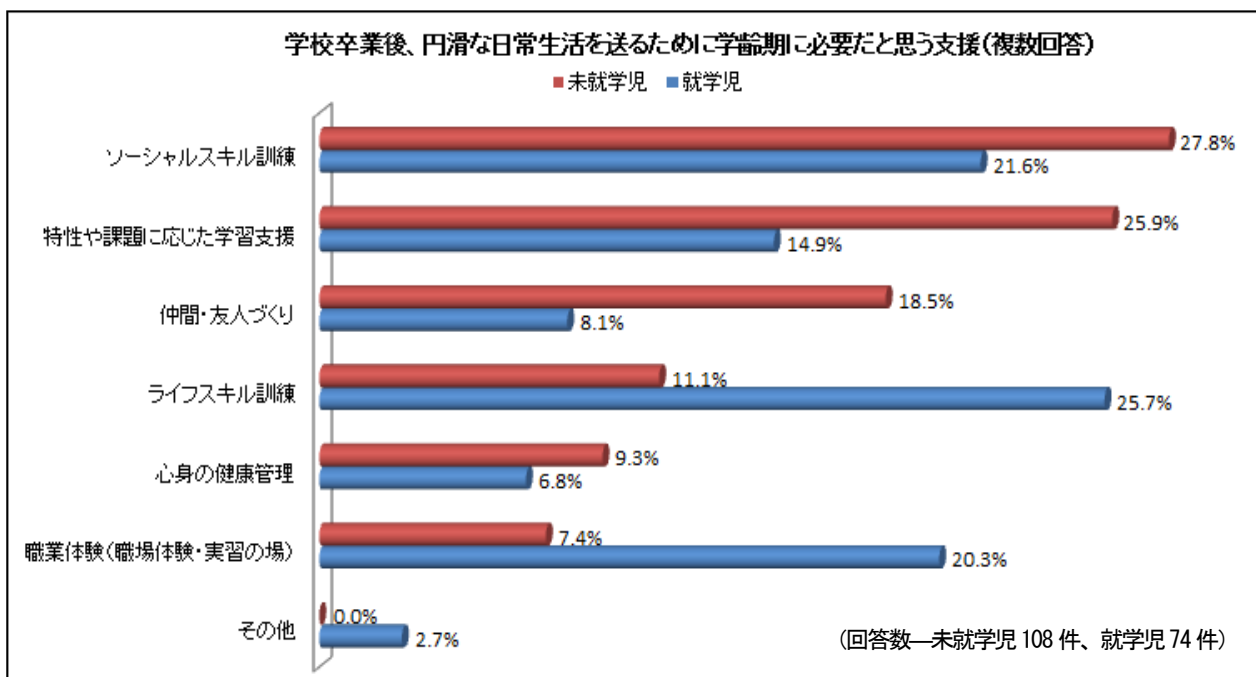
未就学児は「自宅で過ごしている」（53.4%）、就学児は「放課後等デイサービス事業所など福祉サービス提供施設」（53.0%）と回答した割合が高くなっています。



就労・地域生活について

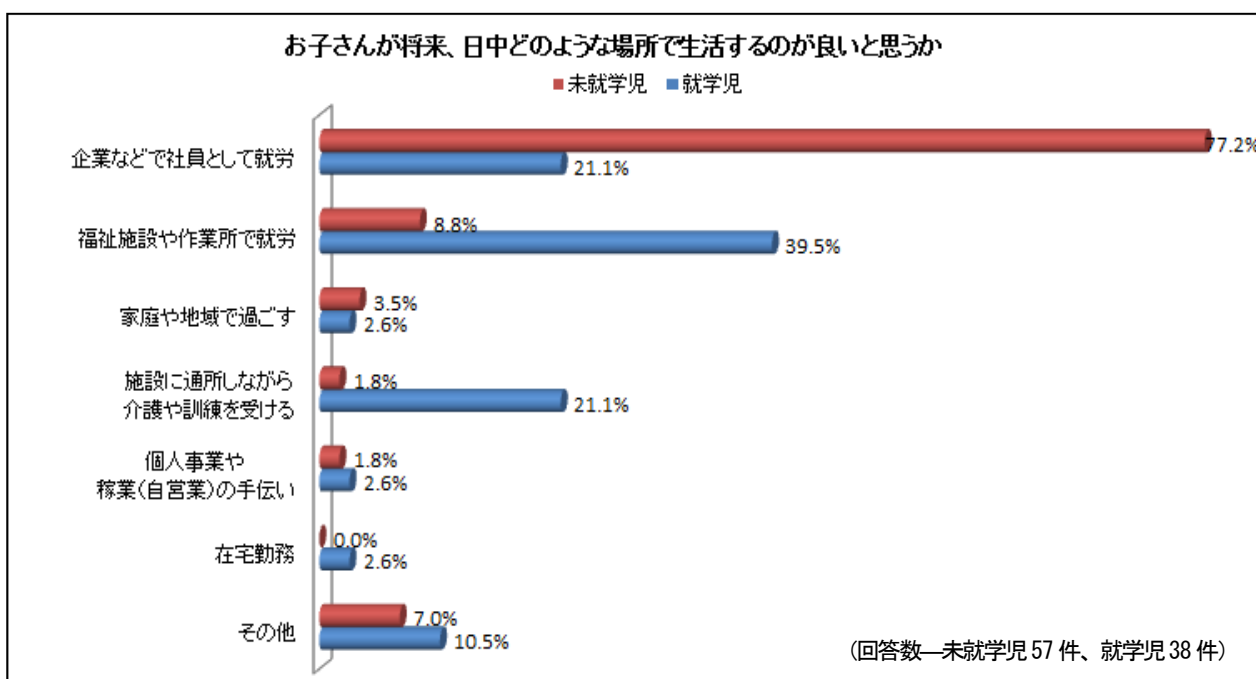
○ 学校卒業後、円滑な日常生活又は社会生活を送るために学齢期に必要なと思う支援

就学児では「ソーシャルスキル訓練」(21.6%)、「ライフスキル訓練」(25.7%)、「職業体験(職場体験・実習の場)」(20.3%)といった就職などにつながる支援が必要と回答した割合が高くなっています。



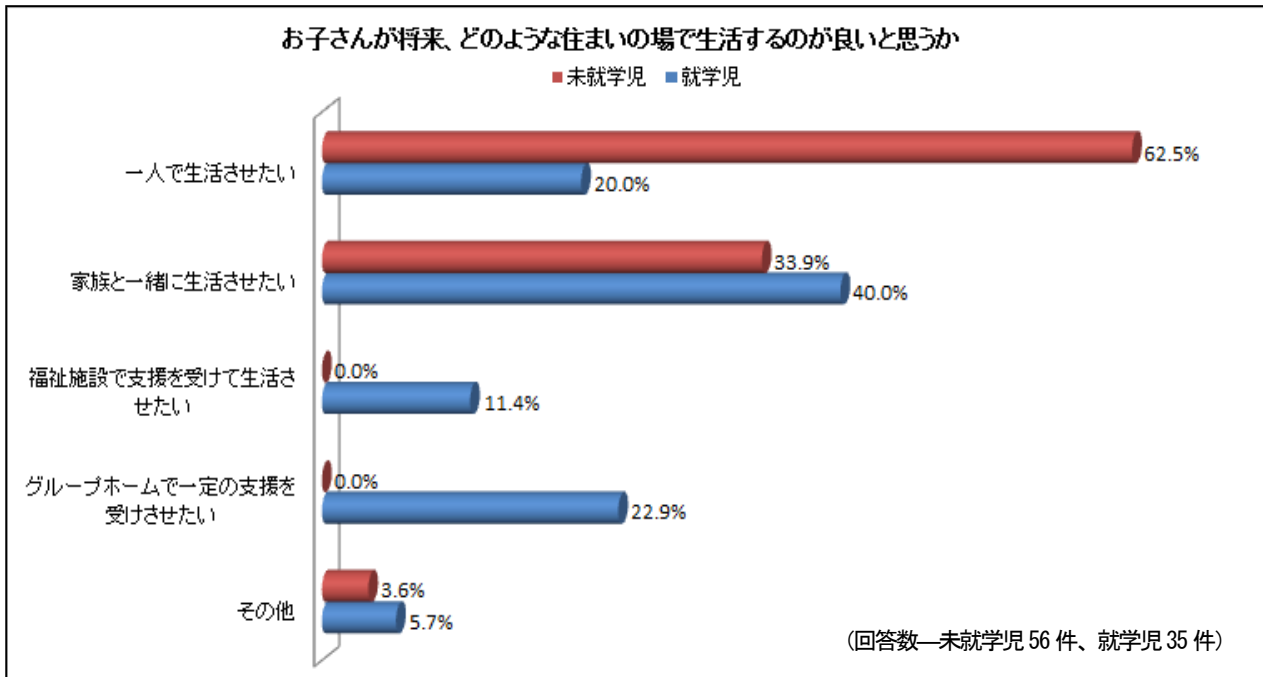
○ お子さんが将来、日中どのような場所で生活するのが良いと思うか

未就学児では「企業などで社員として就労」(77.2%)、就学児では「福祉施設や作業所で就労」(39.5%)と回答した割合が高くなっています。



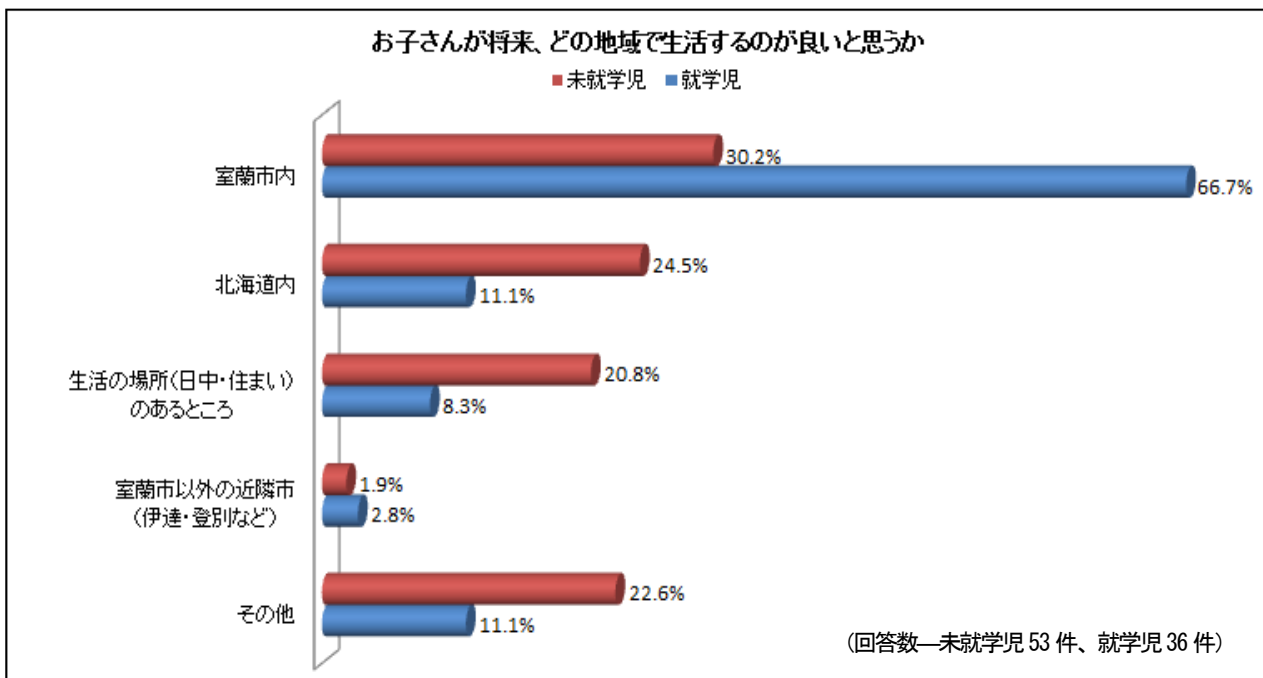
○ お子さんが将来、どのような住まいの場で生活するのが良いと思うか

未就学児では「一人で生活させたい」(62.5%)、「家族と一緒に生活させたい」(33.9%)、就学児では「家族と一緒に生活させたい」(40.0%)、「グループホームで一定の支援を受けさせたい」(22.9%)と回答した割合が高くなっています。



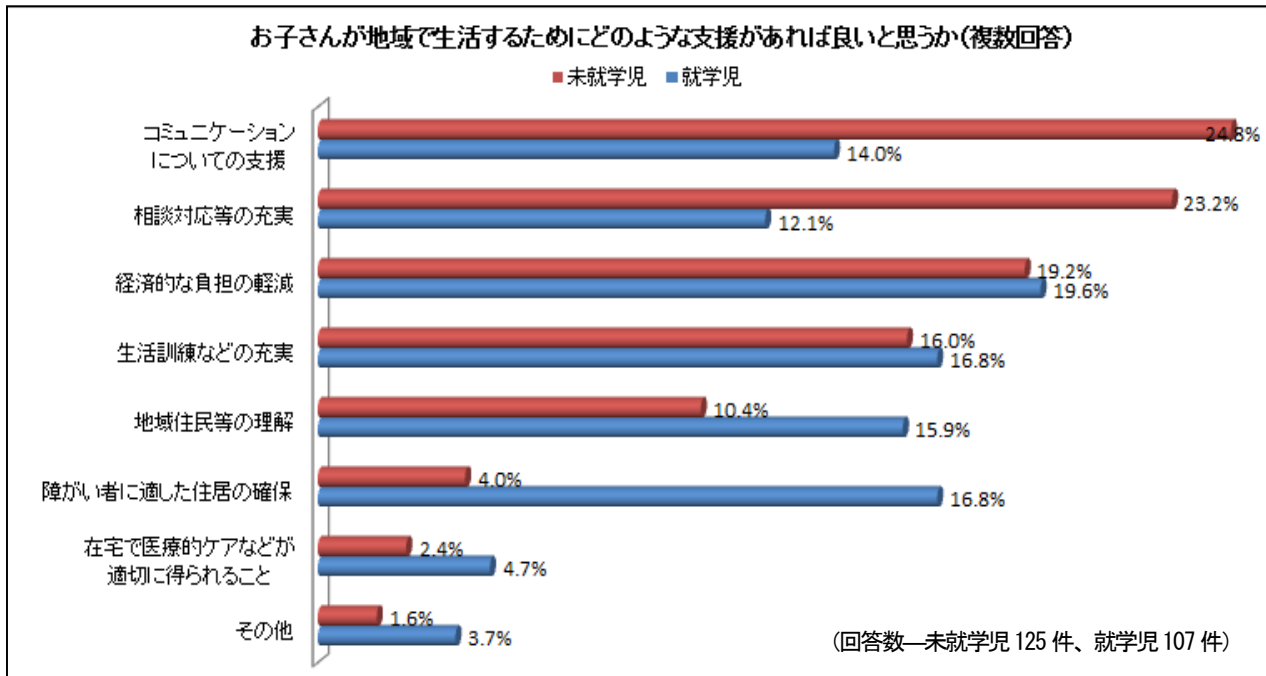
○ お子さんが将来、どの地域で生活するのが良いと思うか

就学児では半数以上が「室蘭市内で生活するのが良い」(66.7%)と回答しています。



○ お子さんが地域で生活するためにどのような支援があれば良いと思うか

未就学児では「コミュニケーションについての支援」(24.8%)、就学児では「経済的な負担の軽減」(19.6%)と回答した割合が最も多くなっています。



市内障害福祉サービス等提供法人への調査

(1) 調査の目的

本調査は、室蘭市内で障害福祉サービス等を提供している法人を対象に、障がい児・者が生活していくために必要な社会資源を把握し、第5期等を作成するための基礎資料として利用することを目的とする。

(2) 調査の実施内容

障害福祉サービス等提供法人への調査

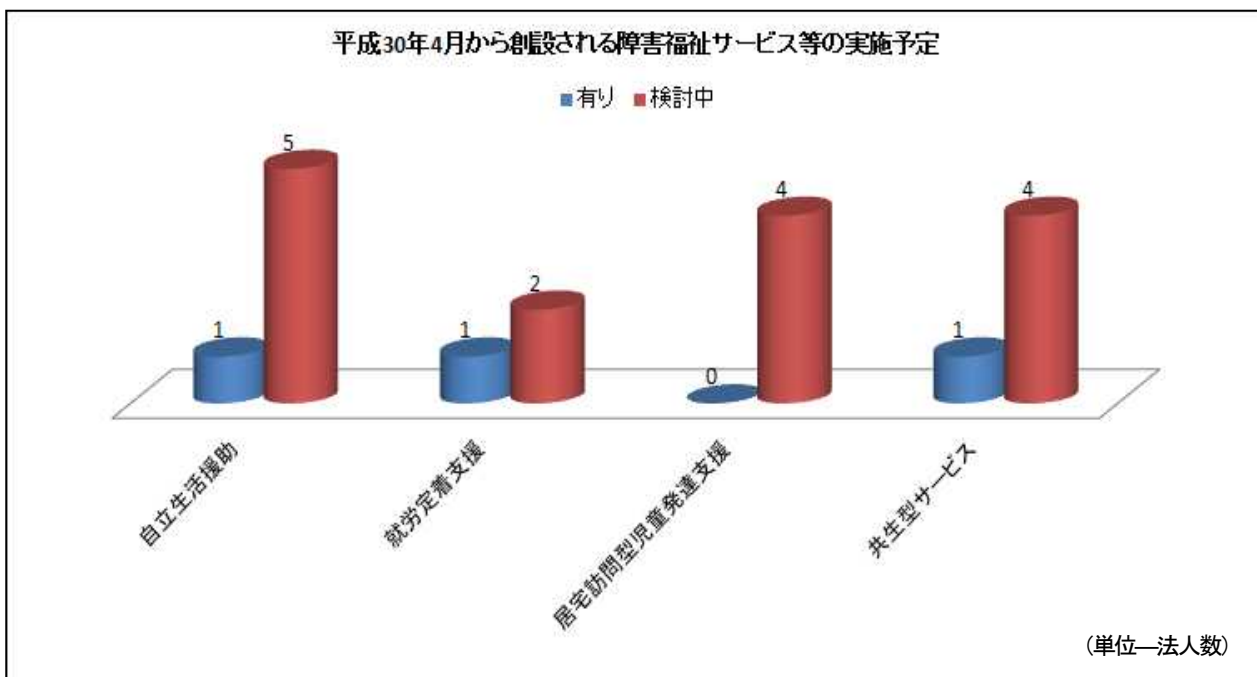
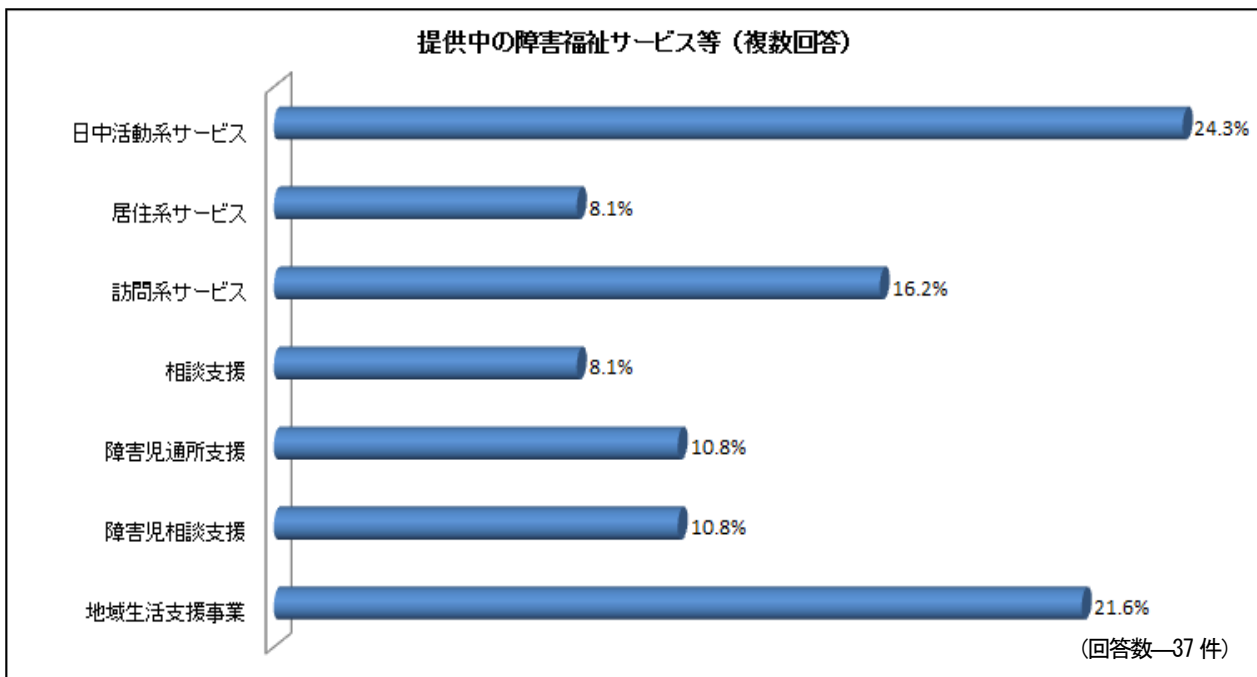
- 対象者 室蘭市内において障害福祉サービス等を提供している法人
- 調査時期 平成29年9月4日(月)～平成29年9月20日(水)
- 調査数 28法人
- 調査方法 電子メール(不可の場合は、郵送又はファクス)による回答

(3) 回答率等

調査対象	アンケート配布数	アンケート回答数	回答率
市内障害福祉サービス等 提供法人	28	19	67.9%

※次ページ以降、ご回答いただいた結果やご意見のうち主なものを、法人名が特定されない範囲に限定して掲載しています。

障害福祉サービス等の提供状況や今後見込について



障害福祉施策推進のために必要な資源や取り組みについて

○「福祉施設入所者の地域生活への移行目標」に関して、地域生活への移行を推進のために、必要な資源や取り組みについての考えや、法人としてできること、市への提案等

- ・地域住民の理解、理解促進のための交流が必要。
- ・地域移行先や「親亡き後」を見据えた生活の場としてのグループホームの整備が必要。
- ・在宅生活を支えるために、訪問系サービスの拡充による生活の質の向上を図ることが必要。
- ・一般住宅での生活を希望する精神に障がいのある人の賃貸借契約などの支援。
- ・移行先となるグループホームの支援員の確保・マンパワーが課題。

○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関して、事業所としてできることや協議の場の設置の必要性についてなど、法人としての考えや、市への提案等

- ・精神障害についての協議会の設置や事業所間の連絡協議会等の開催を通じた、関係者間での連携体制の構築が必要。
- ・安心して地域で生活するための住宅・職場の確保ができるよう、地域住民や地域企業への理解促進が必要。
- ・事業所内外の研修の積極的な活用・専門性に優れた人材の育成が必要。

○「地域生活支援拠点等の整備」の必要性や市内に不足している資源についてなど、
法人としての考えや、市への提案等

- ・緊急時の短期入所の受け入れ体制の強化が必要。
- ・事業者として、既存のグループホームや短期入所事業所で体験・緊急時の受け入れ対応を行うためには、現状の給付費だけでは事業の運営は困難なため、委託料の上乗せ等が必要。
- ・既存の相談支援事業所の充実により、対象者にも広く充実したサービス提供が可能と考える。
- ・圏域のグループホームや短期入所などの施設の空き情報の共有や、研修会の共同開催などの連携体制の強化や協議の場が必要。
- ・障がい者の入浴サービスに特化した施設などの地域生活や、就労場所を含む環境整備が必要。
- ・空きの市営住宅等を活用した地域生活を営むための下宿など生活拠点として活用できる建物に拠点機能を併設すれば、将来的に自立を考えている人や親亡き後の住まいの場として活用できると思う。
- ・相談支援事業所が増え、障害等での悩みの風通しは良くなってきていると思われるが、「何が」という訳ではなく、「なんとなく」話しを聞いてみたいと気軽に話しができる場所があってもいいのではないか。

○「福祉施設から一般就労への移行」を推進するために必要な資源や取り組みについてなど、
法人としての考えや、市への提案等

- ・地域として気軽に活用できるジョブコーチやスーパーバイザー的な役割を担う人員の配置により福祉的就労から一般就労へ結び付けや一般就労への定着体制の構築が必要。
- ・企業側へ向けた障がい者の雇用に関する理解促進・啓発や福祉施設と企業の情報交換の場の設置が必要。
- ・企業側のニーズに応えるために、障がいのある人が行うことができる業務についての企業向けのアンケート調査等を実施してはどうか。
- ・企業側に対する障がい者の職場環境改善や就労推進、就職後の権利擁護に関するPR活動が必要。
- ・官公庁等から福祉施設への受託業務等の拡充を図ることで、工賃の確保及び訓練機会の確保が必要。
- ・一般就労への支援介入を意識した相談支援や福祉施設運営、ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携が必要。

○「障がい児支援の提供体制の整備等」に関して、必要な資源や取り組みについての考えや、法人としてできること、市への提案等

- ・重度障がい児の受け入れに関しては、人材の確保等のハードルが高い。
- ・重度障がい児の支援に当たっては、介護者の心身両面への支援が必要。
- ・重度障がい児の受け入れについて、高齢者の通所介護等事業所であれば、看護師等の配置があり、サクシオン等の対応が可能のため、共生型サービスを推進していった方が良いと考える。
- ・軽・中度障がい児の支援においては、放課後等デイサービス・児童クラブ・学童の三者の連携を密にすることでサービスの質の向上に繋がる。
- ・学校側と福祉サービス提供事業者との連携が必要。
- ・学校側が放課後等デイサービスを知らず、保護者が孤立してしまうケースが見受けられる。
- ・障がい児から障がい者へ移行し、障害福祉サービスを利用する際にスムーズに移行できる体制の確保が必要。
- ・地域自立支援協議会等を通じた障がい児支援についての課題掘り起しが必要。
- ・小・中学校では全学校に支援学級があり、自分の住み慣れた家・地域から通学できているが、高等部になると遠方の特別支援学校へ通わざるを得ないケースもある。地域生活を推進するためにも、高等学校で増えてきている空き教室を活用し、障害学部をすることで、地域で暮らすことは出来ないか。

室蘭市民憲章
(昭和47年8月1日制定)

わたしたちは、白鳥湾の美しい自然のなかで、たくましく発展している港湾と商工業のまち、室蘭の市民です。

わたしたちは、このまちを愛し、市民であることに、誇りと、責任をもち、さらに、豊かな未来をめざし、ここに市民憲章を定めます。

- 1 健康で働き、明るく楽しい家庭をつくります。
- 1 老人をうやまい、子どもの夢をはぐくみ、あたたかい心のかようまちをつくります。
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、緑豊かなまちをつくります。
- 1 のびゆく港と、産業を育て、未来を開く希望のまちをつくります。
- 1 きまりを守り、教養を深め、文化のかおりあふれるまちをつくります。

室蘭市いきいき明るい福祉都市宣言

(平成6年3月31日制定)

わたしたちは、心身ともに健康でやすらぎのある生活をおくれるまちが願いです。

市民一人ひとり、すすんで自らの健康を保ち、明るくうるおいのある家庭をつくり、互いに尊重し思いやりのある心をもち積極的に社会参加をし、ふれあいとあたたかい地域社会をめざして、だれもが安心して暮らせる生きがいのあるまちづくりにつとめます。

ここに、室蘭市を「いきいき明るい福祉都市」とすることを宣言します。

第2期室蘭市障がい者支援計画
平成30年3月

発行 室蘭市保健福祉部障害福祉課
〒051-8511 室蘭市幸町1番2号
電話 0143-25-1155
ファクス 0143-25-1166
ホームページ <http://www.city.muroran.lg.jp>
メールアドレス syougai@city.muroran.lg.jp



本計画書は市内の障がい者就労継続支援事業所が印刷・製本したものです。